

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年6月6日

【会社名】 夢展望株式会社

【英訳名】 DREAM VISION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱中 真紀夫

【本店の所在の場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293

【事務連絡者氏名】 専務取締役 田中 啓晴

【最寄りの連絡場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293

【事務連絡者氏名】 専務取締役 田中 啓晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年3月30日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部及びXBRLデータの一部に訂正すべき事項がありましたので、これらを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、併せて訂正後のXBRLデータ一式を提出いたします。

2 【訂正事項】

平成30年3月30日提出の臨時報告書の1 提出理由 の記載内容を一部訂正し、また、2 報告内容 の記載内容を、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の記載すべき事項に訂正するとともに、XBRLのデータの一部を訂正するものであります。

3 【訂正内容】

XBRLデータ内の臨時報告書提出理由を以下のとおり訂正しております。

(訂正前) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号

(訂正後) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号

また、開示書類の記載内容を以下のとおり訂正しております。

訂正箇所は___を付して表示しております。

1【提出理由】

(訂正前)

当社は、平成29年3月1日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社との間でグループ会社のEC(イーコマース)の支援業務に係る覚書(以下「本件覚書」といいます)を締結することを決議いたしました。

当該事象は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注)なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年3月1日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

(訂正後)

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社との間でグループ会社のEC(イーコマース)の支援業務に係る覚書を締結することを決議いたしました。

当該事象は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注)なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年3月31日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

2【報告内容】

(訂正前)

1. 覚書の内容

概要	下記原契約に基づく成果報酬として のとおり決定するものであります。
覚書締結日	平成29年3月31日
成果報酬の対象期間	平成28年5月1日～平成29年3月31日
対象期間における対価	20,000,000 円

(原契約の内容)

- (1)概要 当社がRIZAPグループ株式会社よりRIZAPグループ株式会社のグループ企業にECに関するコンサルティング(EC事業アドバイザー業務、EC事業推進業務等)の委託を受け、これを受託するものであります。
- (2)相手方 RIZAPグループ株式会社
- (3)契約締結日 平成28年5月1日、平成28年8月1日、平成28年11月1日、平成29年1月31日

2. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、成果報酬を得るだけの実績が上がっており、成果報酬として受領する金額の算定根拠にも合理性があることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引については、成果報酬率の算定にあたり、当社が第三者へ委託する契約を参照して定めており、適正であると判断しております。

また、当社の役員である濱中真紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名(石原康成氏、古川純平氏)より、原契約上、成果報酬について規定されておらず、仮に親会社が支払いを拒絶する場合には、法的に請求権が認められるか否かは困難と言わざるを得ない上、本覚書で合意する成果報酬については、原契約の記載内容や他社の報酬との比較等からして、不相当とは認められず、その他、本件契約を行うにあたって、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図られていることも考慮すると、本件契約を締結することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。

(訂正後)

1. 当該事象の発生日

平成29年3月31日

2. 当該事象の内容

当社は、親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との間で、当社がグループ企業のE C支援を行う業務委託契約(以下「原契約」)を締結しておりますが、そのうち、グループ企業の一社であるマルコ株式会社のE C事業推進業務に関し、当該業務が順調に推移し、成果目標を上回る実績が上がりました。原契約においては、業務の月額報酬が定められており、成果報酬を支払うことは特別に定められてはいないものの、これまでのマルコ株式会社のE C事業推進業務の成果について親会社と協議し、成果報酬についての交渉を行った結果、原契約で定められた月額報酬とは別に、親会社が当社に対して成果報酬として20百万円を支払う合意に至ったため、その覚書を締結することを平成29年3月31日開催の取締役会で決議いたしました。

(覚書の内容)

概要 下記原契約に基づく成果報酬として のとおり決定するものであります。

覚書締結日 平成29年3月31日

成果報酬の対象期間 平成28年5月1日～平成29年3月31日

成果報酬 20,000,000円

(原契約の内容)

(1)概要 当社がR I Z A Pグループ株式会社よりR I Z A Pグループ株式会社のグループ企業にE Cに関するコンサルティング(E C事業アドバイザー業務、E C事業推進業務等)の委託を受け、これを受託するものであります。

(2)相手方 R I Z A Pグループ株式会社

(3)契約締結日 平成28年5月1日、平成28年8月1日、平成28年11月1日、平成29年1月31日

3. 当該事象の損益に与える影響

当該取引に伴い、平成29年3月期の連結及び個別決算におきまして、営業利益20百万円を計上しております。